

規制改革・民間開放推進会議
重点事項推進ワーキンググループ
外国人分野担当サブワーキング

平成 18 年 7 月 13 日
文部科学省

(別記様式)

[章] →

項目	4 外国人分野 P 3 【具体的施策】(1)
修正案	特に、() 子弟の就学状況に関しては、我が国に居住する外国人児童・生徒の保護者には日本国憲法第 26 条の規定が適用されないとされる中、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A 規約)(昭和 54 年 8 月 4 日条約第 6 号) 第 13 条は外国人児童・生徒も対象として含むことから、同条が外国人児童・生徒の我が国における教育の機会を保障していながら、その不就学の問題が指摘される状況にあつて、不就学外国人児童生徒支援事業の他、外国政府の認定を受けている外国人学校や国際バカロレアなど海外の上級学校への進学が認められている資格試験を実施する外国人学校への就学であっても、<u>どのような場合に</u>在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件を充足したと認めるかどうかといった点だけでなく、外国人児童・生徒に学習の機会を確保する方策について、就学義務を課すことの是非も含め<u>子弟の教育に保護者が責任を負うという観点から</u>、関係者のコスト負担のあり方に留意しつつ、幅広く検討を行うべきである。
修正理由	外国人学校は法的な位置付けがなく、法令上外国人学校への就学を義務付けることはできないため。 多様な外国人学校の中から一部の外国人学校のみを取り出して、そこへの就学についてのみ在留資格の変更、在留期間の更新の要件として認めることは、それ以外の外国人学校と均衡を失することとなるため。 子弟の教育に責任を持つのは保護者であり、保護者に子弟の教育に責任を負わせる方が、効果的に子弟の学習の機会を確保することができるため。